

第57回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

1 日 時 令和6年11月27日(水) 10:00～11:55

2 場 所 サン・ピーチOKAYAMA

3 出席者

◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員13名

青木美憲、井芹聖文、大塚祐一、川島聡、莖田信之、近藤理恵、進藤貴子、
角田みどり、田村久美、筒井愛知、光延忠彦、薬師寺明子、吉田真悟

◆アドバイザー(敬称略)／出席1名

中塚幹也

◆岡山県／出席20名

県民生活部長、地域福祉課長、子ども家庭課長、指導監査課長、長寿社会課長、
障害福祉課長、健康推進課長、疾病感染症対策課長、国際課長、労働雇用政策課長、
デジタル推進課長、くらし安全安心課長、福祉企画課総括参事、
人権教育・生徒指導課長、人権・男女共同参画課長、
人権・男女共同参画課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

本日は人権政策審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、本県の人権政策の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り
重ねてお礼を申し上げます。

人権にかかわる最近の動向としては、性的マイノリティの問題や、障害者差別解消法
による合理的配慮の民間事業者への義務、カスタマーハラスメント等、民間企業でも対
応されている。

人権問題については、色々な形で社会、文化にかかわっていくことだと思っており、
時代とともに変わる部分も大きいと思っている。

そういう中で、県では人権啓発を総合的効果的に推進するため庁内14課で連携しな
がら人権政策に取り組んでいる。

本日は、第5次指針に係る県の取組状況や第6次指針の策定に向け、今年度実施を予
定している県民意識調査中間報告などの議題につき、皆様の忌憚のないご意見をいただ
きながら、今後の人権施策の効果的推進や、次期指針の策定に繋げていきたいと考えて
いる。

本日の会議が有意義な会議となるようお願い申し上げます。

2 議 題

(1) 人権問題に関する県民意識調査中間報告（未定稿）について

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

～事前質問について、説明～

(委員等)

それぞれ個別の項目の中で割合の高かったものがこうでしたという説明が多かった。対して、「前回調査に比べて増えました」という場面があまりなかったが、割合は低くても前回調査よりも増えているものについては、人権課題として重視しなくてはいけないと思うが、そのことについてどう思うか。

(人権・男女共同参画課長)

前回調査に比べて差が大きかったものは報告書に入れているが、ほかに特に入れた方がよいところがあればご教示いただきたい。

(委員等)

資料の35ページ問9「子どもの人権が守られるためにはどのようなことが必要だと思いますか」で、上から9項目の「子どもが被害者となる犯罪の取締りの強化や有害環境の浄化」これが前回21.7%だったが、1.5倍以上の36.4%に増えている。

その2つ下、「子どもが自由に自分の意見を表明できる機会の確保」、これも20.1%から33.5%と50%ほど増えている。こういった項目は、全体での割合は低いものの注目されている項目なので、意識することが大事と思う。

(人権・男女共同参画課長)

36ページの3段落目になるが、「前回調査と比較すると」とのことで、委員からご指摘いただいたところは記載している。

(委員等)

この基礎データのコントロールデータ（生データ）は公開するのか。公開するのであれば、大学で解析することで詳しい内容が分かる。

(人権・男女共同参画課長)

県民意識調査報告書は公表するが、生データの公開は考えていない。

(委員等)

解析希望があった場合、提供があれば詳しい解析ができるのではないかと思います確認した。

「インターネット」という言葉より今は「SNS」の方が通称とする学生も多いから、87ページに「SNS」と記載されているが、「インターネット」に「SNS」という言葉を加えることが良い。

問27において、ハラスメントについて聞いているが、まだ、あまり言われませんが、不妊症の方が仕事を休むことへのハラスメントとか、裁判にもなったパタニティ・ハラスメントについても、反映させてはどうか。

資料4の3ページ、第4章だが、1から9までと「10様々な人権問題」としている。県の施策を立てる場合に項目別にするのか、又、順位を変えてきているのか、今後変える予定があるか教えてほしい。

(委員等)

資料4については後ほど議論するので、後で事務局から回答をお願いする。

(人権・男女共同参画課長)

「SNS」や「ハラスメント」については、次回の県民意識調査において検討したい。

(委員等)

資料1の自由記述に興味を持った。

この「調査へのご意見・その他」については、おそらく次回調査の参考になるものと思う。「設問が難しい」、「具体性に欠ける」、「設問でこういうところで判断に迷った」との意見が寄せられているが、これ以外に、アンケートの方法について、どのような意見があったかを教えてほしい。

それから、前回調査時に自由記述で意見があったと思うが、今回の調査に具体的に生かしたものがあれば教えてほしい。

(人権・男女共同参画課長)

「その他意見」は66件だが、手元に資料がなく、すぐにお答えできない。

前回調査の意見は92件で、アンケートが人権を考えるきっかけになったとか、男性の人権を守る質問がないのが残念だという意見があった。皆様に審議いただき、今回調査の設問として「男性」を加えている。

(委員等)

本日回答できない点は、後日、回答を送付してほしい。

(県民生活部長)

ご指摘いただいた、個別意見にも大事な要素が含まれることがあるので内容を精査する。定期的に意識を調査するのは、変化を見たいこともあり、例えば設問を大幅に変えたと、問い方や記述の方法によって答えが変わってしまうという場合も出てくるため、事務局としては、調査の趣旨が何かに立ち返って、決めていきたい。質問の仕方やあり方にかかわる意見が出れば、委員のご意見を伺うという形で進めたいので、ご理解いただきたい。

(委員等)

前回調査から全体的に回答率が上がった項目、下がった項目がある。前回調査との比較を各部署で十分に行ってほしい。

31ページだが、子どもに関する人権問題のうち、体罰や人権否定の発言を行うことの回答率が上がっているが、他の問題については下がっている。高齢者に関する人権問題に関しても同様であり、体験したり見聞きした人が少なくなっている。今後の方針を立てるにあたっては前回調査との比較で、実際の問題が起こっているかどうかの観点でどう読み取れるかに関心を持った。

(県民生活部長)

人権問題についてある程度多くの方に意識をお聞きし、傾向を推測することが必要と思っており、色々な角度で分析したり比較したり、専門家の意見をお伺いしたりして、多面的にとらえる中で行政のやるべきこととか、どの方向で施策を進めるべきかを共有するため指針を作っており、各委員に教えていただきながら進めていきたい。

(委員等)

データ解析はコンピュータでできるが、なぜ、この数値になっているかの分析や考察は私達が検討すべきだ。また、国と比べて岡山県の特徴はどこにあるのかということも見て指針を作ることが重要と思う。

(委員等)

この県民意識調査は、意識についてだが、実際にどのようなことが起きているかというデータ、例えばDVの相談件数等、関連資料を見ることができる場所の記載を検討願いたい。

(委員等)

意識調査は人々の主観であり、客観的データも踏まえ、指針を作ることが重要なので、検討をお願いします。

(委員等)

県民意識調査の前と後で、自身の意識として変わったことは何かあるか、お尋ねしたい。

(人権・男女共同参画課長)

人権・男女共同参画課で、男女共同参画も担当しているので「男女の固定的な役割分担意識」や「男女が共に働きながら両立できる環境の整備」が重要な課題として挙げられたことが特に印象的であった。

(県民生活部長)

人権問題は、世の中の状況と密接に繋がりと認識したことと、人権問題とは、自分が今まで思っていたよりも広いと認識を新たにしたことだ。

(委員等)

1 ページの回収結果で、有効回収数で郵送回収と Web 回収とを令和 6 年度だけ記載していることについて、Web 回収が今回初めてであれば、それを記載すべきだ。

回答の個数について、「何個まで」と指定した前回と、回答の個数を「何個でも」に今回変更したことについても、例えば 3 ページの報告書を見る際の注意点に書くべきかどうか、例年と比べ、パーセンテージが増える可能性もあり、触れたら良いと感じた。

(人権・男女共同参画課長)

回収結果にある Web 回収は今回から実施したもので、記載は検討する。

今回から「いくつでも」と変更した設問は、全体をまとめてではなく、変えた設問に、例えば 28 ページ問 7 は今までは「5 つまで」だったが、今回は「いくつでも」に変更している。単純比較ができないことから、変更した設問にそれぞれ記載した。

(2) 第 5 次岡山県人権政策推進指針の見直しについて

～別添資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(委員等)

先ほどの委員の質問の回答をお願いします。

(人権・男女共同参画課長)

「女性」「子ども」「高齢者」と個別に挙がっている課題と「様々な人権問題」について、どういう経緯で決まってきたかだが、審議会で審議いただき、第 1 次指針から、国の計画とか社会情勢を踏まえ、この整理となっている。

(委員等)

審議会で見直すことができることで良いか。

(人権・男女共同参画課長)

事務局でも検討し、審議いただくものである。

(委員等)

上に挙がっている項目は県が指針を出し、下のものはそこまでの重要課題と考えてないとして分けているのかと考えた。法律や、県民調査の意識の変動を踏まえて、柔軟に改訂すれば良いと思った。

(人権・男女共同参画課長)

「様々な人権問題」に整理されているものと、それ以外で、人権課題としての重要度に差がないとの理解だ。

整理方法については、審議いただきたい。

(委員等)

資料2の国・県の記載内容から、上にあるものは、県は施策を立てる、「様々な人権問題」は立てなくてもよい扱いなのかと思った。

(県民生活部長)

社会情勢や社会の注目度等変化している状況で、事務局で提案し、審議いただき、意見を取りまとめた結果、今の形になった。

ただ、順番が変わることは、丁寧に審議いただいたり、事務局から提案させていただくという姿勢は必要だ。

(委員等)

いつも議論となるが、「様々な人権問題」としてまとめるからこのような質問も出る。犯罪被害者等、多様な性もそのまま全部番号を付ければ、このような議論にはならない。毎回の議論としないためにも、検討いただければと思う。

(委員等)

この「様々な問題」の「被災者は、2011年以降と思う。2011年の東日本大震災後に、広域移住の方が移住先での差別を受けたことが社会的に話題になったと記憶している。

インターネットによる人権侵害は、私がこの会議に参加した頃は「様々な人権問題」の中に入っていた。

別に格上げはないが、一つの項目として立てないといけないと番号が付いた。

歴史的に昔からある課題は番号付き、そうでないものは「様々な人権問題」にくくられているように見える。それが、問題が大きくなると番号が付くと見られてしまう可能性がある。何らかの対策をした方が良いと感じる。

(委員等)

世の中の趨勢に合わせて加える項目もあれば、減らす項目もある。色々な判断基準がある。人権問題として整理する判断基準及び国が定めて県が参考とする計画等を教えてほしい。

(人権・男女共同参画課長)

委員の言うとおり、「インターネット」については第2次指針のときに「様々な人権問題」にあったが、第3次指針の策定の中で議論いただき、個別課題に整理した経緯がある。

「被災者」についても、審議を経て、第2次指針から新たに加えた。

委員からの質問だが、削ることはあまりなく、第4次から第5次が変わるときに、例えば「アイヌの問題」を「中国残留邦人とその他家族、拉致問題等」に整理する、或るいは、「消費者問題」を「子ども」「高齢者」「障害のある人」「インターネット」等に整理することをご審議いただいた。

国の計画をどこまで参考にするかは、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」と啓発活動強調事項を参考にして審議いただいている。

(委員等)

資料4の「様々な人権問題」は、ナンバリングを付けた方が良い。

「男性」という項目が今回県民意識調査の質問に入った。ポイントで言えば14.2%と関心もあるが、こちらは項目として入れる予定はないということか。

(人権・男女共同参画課長)

「男性」という項目について他県の状況等を調べたが、「男性」という項目を挙げるところは現在なく、「男女共同参画」という項目で挙げているところは3県あった。

国も「女性」という項目で整理していることから、今回のたたき台は「女性」としている。

(委員等)

入れても良いと思ったがいかがか。

(人権・男女共同参画課長)

男性の生きづらさとして、男性に対するDVや男性が地域で孤立することについて、岡山県では「女性」の項目の中で整理していることから、この案とした。

(委員等)

それは理解できるが、入れた方がベターな気もする。

男女共同参画、ジェンダーという項目であれば、あるが、国との整合性や他の県との整合性を考えると、「男性」を追加するのが一番無難だ。本当は、ジェンダーが良いと思う。

(委員等)

「女性」を変えるということか。

(委員等)

ベターな気がするが、国等との整合性から難しいのであれば、「男性」を追加することが、過渡期のあり方としては良いと思うが、あくまでも提案である。

(委員等)

参考資料の121ページの自由記述に「男性」という項目で10件の記述があり、うち2件を挙げているが、この項目はなぜ付けられたのか教えてほしい。個別問題のカテゴリーに「男性」があり、記入したのか、自由記述を見たら男性と分類できたので記述したのか。

(人権・男女共同参画課長)

今回、自由記述欄に男性に関する自由記載が10件あったため、整理した。

(委員等)

「男性」という項目については、前回、前々回、議論していることで簡単に解決できないが、意見はあるか。

(委員等)

男性女性と二分するか、別の議論から多様性もあるとは思う。今の日本では、女性の課題は、まだ解決されていないので、「女性」を取り「ジェンダー」とするとそこが見えなくなる。ただ、「女性」の項目の中に「男性」も入るなら、男性問題と女性問題は相対的なものなので、日本語的にはおかしいかもしれないが「女性又はジェンダー」と表記しても良いと思う。

(委員等)

大変難しい問題だが、記述するかしないかは重要で、記述しないと問題がないことになる。

実際には問題があるにもかかわらず、記述していないことで男性に対する人権課題はないと、もしくは、県はないと判断していると思われる。

例えばデートDVで、県作成の啓発冊子では、被害者が女性のイラストが書いてある。男性のDV被害はないとの印象を見えない形で与える。

書かないことは、新たな差別や人権侵害をうむ可能性があることを意識しておく必要がある。

「様々な人権問題」に「男性」を入れるか、今が良いかは分からないが、「女性」を残すのは当然として、男性特有の課題が報道でも見えるので、今後、会議で話題にして良いと思う。

(委員等)

人権課題について全部通し番号にするかと、このままにすると、2つに分かれるが、私はこのままが良い。

9番目までの人権課題と「様々な人権問題」について整理しないといけない。

大多数の人が人権を侵害されるかもしれない場合と、大多数の人がかかわる問題ではないが深刻な問題を個別に挙げている場合との分け方で考えると、9番目までを一つの大きな柱にして、10番目は関係した人の人権が侵害される場合があるから「様々な」としているのではないかと。そしてその中に「男性」があっても良い気がする。

ただし、委員も言われるように男性とか女性とか、二分して考える社会状況ではない。ジェンダーとすると、男性、女性、それ以外の性を整理でき、良い。項目としては「ジェンダー」だ。

(委員等)

「男女共同参画」としている県が3県とあるが、「女性」もあり、「男女共同参画」という項目にしているのか。

(人権・男女共同参画課長)

この3県については「女性」の項目が「男女共同参画」という項目になっている。

(委員等)

切り口を変えた視点が今後必要になる。

今後切り口が変わり、例えば「子ども」や「高齢者」については年齢という括りが良い時代が来るかもしれず、国の動向を見ながら合意形成が得られる段階でとの含みを持たせながら考えていくべきと思う。

(委員等)

「様々な人権問題」というと、「女性」や「子ども」を含め全部入り、違和感がある。「その他」は、何か優先順位が低いので多分使わなかった気がする。大多数の人がかかわるかどうかは、人権はそのような性質のものではないということと、「ジェンダー」では、女性の存在が不可視化される恐れもあり、総合的に考慮しないといけない。誤解を与えないようにということと、「様々な人権問題」の言葉自体が違和感はあることを、多くの人は思うのではないかな。

(委員等)

意識調査の結果を踏まえて第6次指針を策定すると理解している。

各職場等でのハラスメントや、ヘイトスピーチに関しては、具体的な課題でなく、第3章に反映するという方針なのか伺いたい。

「男性」について、意識調査で聞いたが指針の課題別にはないのは、違和感が生じると思う。個人的には番号を付けて記載しても良いと思う。

(人権・男女共同参画課長)

ヘイトスピーチについては、個別課題「外国人」に記載しているが、どこに記載するかは、今後、検討したい。

ハラスメントについては、第3章「企業等における啓発・教育」で整理している。

(委員等)

「女性」、「多様な性」、「男性」の問題は、社会情勢の変化により生じてきたので、「女性」の中で男性のことを触れると、女性の問題が薄まるのではないかな。女性の問題は取り組まなければいけない。現在、育児休暇、男性に対するセクハラが問題になるので、女性の問題と男性の問題は別々に捉えて、違う項目とした方が良い。将来的には「ジェンダー」と思うが、今は男性・女性・多様な性と様々な場面で差別されているので、そういう形で指針を作れば良い。

(県民生活部長)

議題とか話題、言葉の問題は人権に大きくかかわる問題なので、しっかりご意見を伺いたい。色々な立場で専門分野から意見をいただくことが、審議会の趣旨なので、この場で結論出すことなく、多様な意見を伺いたい。

(委員等)

県の人権指針の目的を簡単に教えてほしい。

(人権・男女共同参画課長)

人権尊重の視点に立った行政を県庁全体で進めるための方向性を示したものである。

(委員等)

「様々な人権問題」を、どう分けるか、通し番号とするかだが、ヘイトスピーチは外国人以外もあり、インターネットによる人権侵害は個別というより、どの分野でも、自殺問題もそうだが、人を対象にしているものと、状況についてのものが入り混じっているので、その辺りをそういう視点も入れて整理すると良い。

(人権・男女共同参画課長)

指針策定の中で整理している。国もインターネットによる人権侵害を一つ項目として挙げている。どう集約するかは審議いただきたい。

(県民生活部長)

仕事のやり方として整理をする上で、種類が違うものを一緒に並べるのはあまり望ましいことではないが、審議の中で重要なことは、多岐に渡る中で整理された形が必要なときもある。人権問題は気づきの問題も大きいと感じている。今、形が混在しているのは、審議会を経て見るべき視点としてのインターネットという視点もある。ジェンダーの問題も、男性と表現すべきなのか女性と表現すべきなのか、悩ましい問題なので、ご意見を伺い、選択の問題もあるが、議論自体がとても大切なことと感じている。

(委員等)

テーマ別と主体別が混ざっているとの論点は議論があったが、今、県民生活部長の話は非常に重要だ。現実の問題を考えたときに、必ずしも整合的な形で見出しを付けるのがベストかという、微調整は必要だが、プラグマティックな形が現状ではベターだ。

(委員等)

インターネットによる人権侵害が項目立てしているのは、ネット特有の人権侵害、使っている人が気付かない間に誰かの人権侵害をする可能性がある。

インターネットにより人権侵害をする社会状況を作っていることで項目立てされていると理解している。

(委員等)

旧優生保護法が、憲法違反であったことがはっきりした。これはハンセン病と似ている。長年、法律により多大な人権侵害を受けてきたことが、ようやく明らかになったもので、今後取組が必要ではないか。次の指針に生かされることを期待する。

